

名古屋市
緑区キャラクター
デザインガイドライン
みどいっち



はじめに

名古屋市緑区キャラクターみどりっちのイラストは、商業目的その他目的を問わず、無料で使用することができます。使用にあたっては、このガイドラインや別に定める使用規程を遵守してください。

※配布・販売・掲出等を行わず個人的な使用にとどめる場合や、児童が手描き等で描画し発表する場合などはこの限りではありません。

※管理者(名古屋市緑区役所地域力推進課長)が特別に認めたものはこの限りではありません。

1. イラスト画像の入手

イラスト画像は名古屋市公式ウェブサイトの「みどりっちの森」ページからダウンロードし、原則、加工や改変などせずご使用ください。



みどりっちの森

2. カラー

※CMYKを用いない場合は近似色

※単色や二色の表現、グレースケールなどでもご使用いただけます。
その際は、キャラクターのイメージが変わらないよう注意してください。



	c100/y100
	c60/y100
	c40/y100
	m30/y45
	m60/10
	m100/y80
	y100
	c57
	c100/m70

3. 表記

使用目的や配布先などに応じて表記してください。

概ね区内で使用	概ね市内で使用	概ね市外など広域で使用
みどりっち	緑区キャラクター みどりっち 緑区観光大使 みどりっち	名古屋市緑区キャラクター みどりっち 名古屋市緑区観光大使 みどりっち

4. イメージ

「みどりっち」は、名古屋市緑区のキャラクターです。

多くの人が不快に感じる表現や偏ったイメージがつかないようにしてください。

①偏った表現はしない

- みどりっちは、緑区グルメが大好き
- ✕ みどりっちは、●●会社の商品が大好き



②多くの人が不快に感じる表現はしない

- ✕ 公序良俗に反する表現
- ✕ マナーやルールに反する表現
- ✕ その他、キャラクターのイメージを損なう表現

③吹き出しやセリフを付ける場合は言葉づかいも注意

一人称

○ みどりっち

✕ わたし、ぼく、おれ
など

語 尾

○ 「…だよ」
「…です(ます)」

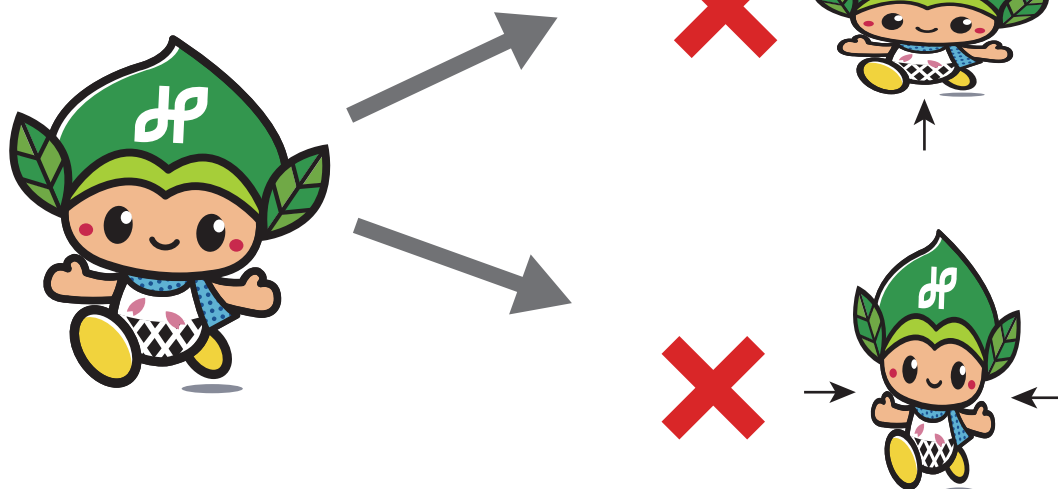
✕ 「…だぜ」、「…だわ」
など

※その他、キャラクターのイメージを損なう言葉づかいをしない。

5. 縦横比・部分使用など

縦横比の変更

縦横比を変更することはできません。



部分使用

イラストの部分使用や一部を隠して使用する場合は、キャラクターが不完全になったり、識別ができなくなるような表現はできません。



- ・キャラクターとして不完全ではない部分使用
- ・キャラクターが識別できる部分使用

キャラクターが不完全になり
識別が困難

6. 加工・改変

①色の変更



色を変えてはいけません

②ポーズ・表情の変更



ポーズ・表情を変えてはいけません

③パーツの変形・削除



左右反転をしてはいけません

パーツを移動したり削除してはいけません



④イラスト・文言等 (吹き出し・セリフ・キャッチなど)の追加

キャラクターのイメージを変更したり、キャラクターのイメージを損なうようなイラストや文言等を追加することはできません。



楽しいよ



キャラクターのイメージが変わる
イラスト・文言等を追加してはいけません。



きれいに磨こう



めんぎんちゃん

キャラクターのイメージを損なう
イラスト・文言等を追加してはいけません。



名古屋市緑区役所地域力推進課

電話 052-625-3874

メール a6253878@midori.city.nagoya.lg.jp

令和7年3月31日